



# 衆議院憲法調査会ニュース

H15.6.13 Vol.56

第156回国会

発行：衆議院憲法調査会事務局

## 6月9日に、香川県高松市において地方公聴会（第8回）を開催しました。

### 意見陳述者（6名）

弁護士	草 薙 順 一君
四国学院大学教授	根 本 博 愛君
学 生	高 木 健 一君
元中学校社会科教師	西 原 一 宇君
主 婦	坂 上 ハツ子君
香川大学法学部助教授	鹿子嶋 仁君

### 派遣委員（10名）

中山 太郎会長	仙谷 由人会長代理
葉梨 信行君（自民）	平井 卓也君（自民）
古川 元久君（民主）	遠藤 和良君（公明）
武山百合子君（自由）	春名 真章君（共産）
金子 哲夫君（社民）	山谷 えり子君 <sup>（保守新党）</sup>

### 現地参加議員（1名）

近藤 基彦君（自民）

まず、地方公聴会の開会に当たり、派遣委員団を代表して中山団長から、挨拶を兼ねて会議開催の趣旨及び憲法調査会のこれまでの活動の概要について発言があった後、意見陳述者からの意見の聴取とそれに対する質疑が行われました。

### 意見陳述者の意見の概要

#### 草 薙 順 一君

- ・ 平和の維持には、秩序ある、力を伴う「法の支配」が必要であり、日本の安全保障は将来創設される国連軍により保障されるべきである。また、未だ国連軍が存在しない現状を踏まえ、国連軍創設に至る過程として、北東アジアの地域的安全保障体制を構築すべきである。
- ・ 北東アジアの地域的安全保障体制を構築するには、アジアの人々と共通の歴史認識を持ち、日本が非核、不戦国家として承認される必要がある。北朝鮮の脅威については、国交を正常化し日朝条約を締結することにより、これを払拭するとともに、核問題に対しては、北朝鮮の核開発を断念させるとともに日韓が米国の核の傘から離脱し、朝鮮半島と日本を非核地帯とし、米国、ロシア、中国が武力行使をしないことを内容とする「非核地帯条約」を締結すべきである。
- ・ 武力によっては、環境や貧困等の問題を解決す

ることはできないのであり、日本国憲法は、徹底した平和主義を有する点で世界史的意義を有する。この憲法を世界に発信し、発展させることが日本の使命であり、9条を改正することには反対である。

#### 根 本 博 愛君

- ・ 1990年代以降に出された多くの改憲案の特徴として、(a)プライバシー、知る権利、環境権などの「新しい人権」の保障、(b)公共の福祉による人権制限の強化、(c)国民の義務の強化、(d)9条の改正を挙げることができる。
- ・ 人権の保障は、古典的自由権、社会権の保障、人権の国際的保障と発展し、近年では、発展途上国に必要とされる民族自決権の尊重、発展の権利、平和への権利、健康な環境を求める権利、食糧への権利などが世界的な協力という平和的手段により実現されることが求められている。
- ・ 人権の国内的保障を果たすことが人権の国際的保障につながり、また、人権の国際的保障が国内での人権保障を深化させるといふ、相互補完関係があると考えられる。
- ・ 近年の改憲案が「新しい人権」の保障という時代の要請に応えようとしながら、他方で、権利の制限、義務の強化、とりわけ9条の改正を内容とすることには疑問を感じる。「新しい人権」の保障にとって必要なことは、憲法上に規定することよりも立法化による具体化である。また、公共の福祉による人権制限の問題については、人権の外側に公共の福祉があるとすると「一元的外在制約説」は学說的に既に取り越えられている。現在では、さらに人権カタログに即して制限の基準を考える「二重の基準論」の考え方がとられている。また、9条については、樋口陽一教授が指摘するように、単に軍事的な事項を定める規定であるだけでなく、批判の自由を下支えするという意味で人権と密接に関係する大事な規定である。
- ・ 前文は、国と国、人と人との信頼関係を作ることにより安全保障が確かなものになるという安全保障に関する思想を示している。

#### 高 木 健 一君

- ・ 戦後の日本の平和は9条によるものではなく、日米安保条約の恩恵によるものであるが、在日米軍は9条との整合性において問題があり、憲法を改正すべきである。

- ・在日米軍基地の約7割を占める沖縄の負担は大きく、日米安保体制そのものに対する不信感を招いている現状を踏まえ、沖縄の基地をできる限り本土に移転するなど、沖縄の負担を軽減すべきである。
- ・自衛隊の存在については、合憲性をめぐり議論に決着がついておらず、これを合憲とする政府解釈は、国民にとって分かりにくいものとなっている。自衛隊の存在は欠かせないとする国民世論等を踏まえ、9条を改正し、自衛隊を正式に軍隊として明示すべきである。
- ・北朝鮮のミサイル問題は、我が国の安全保障を脅かすものであるが、9条が足かせとなって、国の安全や国民の保護できるか疑問である。9条を改正し、新たな日本の安全保障を整備する必要があると考える。
- ・現行憲法は、米国占領下で草案が作成され、自主的に制定したものではないと考える。政治家も国民も憲法改正の議論を避けてきたが、最近では、議論が可能な環境になってきていることから、改正議論が深まることを希望する。

#### 西原 一 宇君

- ・学習が原因で平等権が侵害されることを防ぐためにも、教育権は大切な国民の権利である。国民は、子どものうちから「しっかりした教育を施される」ことで、主権者になったときにも「権利を正しく行使する」ことができるようになる。
- ・しかし、学校の現状は憲法違反状態であり、多数の子どもが落ちこぼれ、一度落ちこぼれると再発が不可能な残酷な現実、文部科学省の教育制度の誤りによるものである。
- ・子どもの学力低下が言われるが、これは現在の教育制度が知識の暗記のみを要求していることが原因である。
- ・少年犯罪について、多くの場合、私は、罪を犯した少年をむしろ哀れに思うことが多い。彼らが不幸にして大切なことを教えられなかったためではないかと考えるからである。落ちこぼれた少年たちが立ち直るためには、「自分をあたたかく認めてくれる集団」が必要である。

#### 坂上 ハツ子君

- ・憲法を見直す前提として、草案作成に携わったベアテ・シロタ・ゴードン氏の述べている「貧困や不平等や戦争のない平和な国づくり・世界づくりを実現するために、寝食を忘れて打ち込んだ」ということに、大きな共感と感動を覚える。
- ・しかし、憲法の規定と現実との矛盾は、年々深まっている。憲法解釈に固執することにより、安全保障の面で国益を害する事態が発生している。安全保障の分野など見直しを急ぐべき分野は、当面、解釈変更で対応するにしても、いずれは憲法改正が必要になると考える。
- ・世論調査の結果をみても、憲法改正論は国民の

間に広く定着している。主権者の理解を深めるためにも、憲法調査会のように憲法について議論する場を計画的・発展的に作っていくとともに、国民は、主権者として、今一度憲法をしっかり読み解くべきである。

- ・時代の潮流から、国際社会との協調、連携の重要性を踏まえ、国内法と国際条約との連携を図るべきである。また、国内法の整備としては、国の独立、国民の生命、財産を脅かす事態などを想定し、国連決議に基づく国際協力を盛り込んだ「国家安全保障基本法」の制定を提案したい。

#### 鹿子嶋 仁君

- ・現在、「平成の大合併」と称される市町村合併が進行している。財政問題・行政能力という観点からの合併が必要となる場面があるとしても、同時に、「住民自治」を実質化する取組がなければならないと考える。
- ・「住民自治」の実質化という観点からは、(a)まず、92条の「地方自治の本旨」という文言が不明確であるとともに、団体自治・住民自治よりも明確な地方自治の基本理念・指導原理が必要ではないかと考えられること、(b)住民自治については、いくつかの例外を除き、これを実現する具体的な法律の規定がほとんどみられないこと、及び(c)地方自治において、直接民主主義がよいのか間接民主主義がよいのかについては、議論の分かれるところであることを指摘したい。
- ・また、基礎自治体の強化という観点から、(a)中央政府と地方政府の関係は対等なものであり、法律と条例の関係も原則的には対等のルールと考えるべきであること、中でも、現在、地方自治法で規定されている法律と条例の関係は、憲法に盛り込んでもよいのではないかと考えること、(b)課税自主権を明確に規定すべきであること、(c)自治体にも、いかなる行政組織を組織するかを決定する権限を一定程度認められてしかるべきであることを指摘したい。
- ・以上の点を踏まえ、憲法改正により、地方自治の発展のために、その理念や原則的な部分を憲法規定に明確に定める必要があると考える。

#### 意見陳述者に対する主な質疑事項

##### 中山 太郎団長

- ・少子・高齢化社会を迎える中で、医療、年金、福祉等の社会保障と、これを支える税、保険料がどうなるかについて、国民は不安を感じている。今後の社会保障の在り方についての意見を伺いたい。(全意見陳述者に対して)

##### 平井 卓也君(自民)

- ・学級崩壊や犯罪の低年齢化に見られる最近の社会的規律の崩壊は、戦後の占領政策を背景に、

戦前の良き価値をも否定し、個人主義のみを強調してきた教育に根源があるとの指摘もある。今年3月に出された中央教育審議会の答申が教育基本法の見直しを求め、新たに規定すべき理念として「国を愛する心」、「公共の精神」、「伝統・文化の尊重」等を挙げていることも踏まえて、今後の教育の在り方について意見を伺いたい。(西原陳述者に対して)

- ・地方自治の実質化を考えるに当たっては、憲法の「地方自治の本旨」の意味は曖昧であると考えるが、いかがか。(鹿子嶋陳述者に対して)
- ・国の事務を地方が執行してきたかつての機関委任事務や国の景気対策に対して地方が協力してきたことにより、地方財政が悪化した面もある。財政再建団体となった後も首長等の位置付けが変わらないことなど、地方自治体の財政再建スキームは十分なものではなく、再検討が必要であると考えるが、いかがか。(鹿子嶋陳述者に対して)
- ・9条をめぐる論議は国民から分かりにくく、また、安全保障や国際協力の分野での必要に迫られるたびに、9条を「弾力的」に解釈して法整備を図ってきたが、このような対応には限界がある。安全保障や国際協力に対する考え方を明確にした上で、自衛権や自衛隊の位置付け、国際社会における日本の貢献等を憲法に規定し、国際社会からきちんと認知される憲法にしたいと考えているが、この点について意見を伺いたい。(草薙陳述者に対して)

#### 古川元久君(民主)

- ・憲法は国の基本法であり、「国のかたち」が見えるものである。「国のかたち」を考えることにより、どのような憲法がふさわしいかが分かる。それぞれの陳述者の関心のある分野について、どのような国を目指すべきかについて、意見を伺いたい。(全意見陳述者に対して)

#### 遠藤和良君(公明)

- ・草薙陳述者は、国連軍による日本の安全保障を主張するが、現実として可能なのが疑問である。国連軍が実現する具体的道筋をどのように考えているのか。また、そうした道筋があるとすれば、それは、国連が多国籍軍を「国連軍」として認知することであると考えられるが、この点についてどのように考えるか。(草薙陳述者に対して)
- ・根本陳述者は、「新しい人権」の保障は法律制定で足りるとするが、憲法制定時には、今言われている「新しい人権」は想定されていなかったはずであり、そのことからすると、現在においては、これを憲法に明記すべきであると考え、いかがか。(根本陳述者に対して)

- ・高木陳述者は、日米安保条約について現実と憲法が乖離しているのが、現実には憲法を合わせるべきであると主張するが、その他の事項について大きく乖離していると考えるものがあるか。(高木陳述者に対して)
- ・西原陳述者は、憲法の理想が実現されていないことが問題であり、憲法改正ではなく、憲法の理想を実現すべきであると主張するが、教育基本法の見直し問題に関しても、教育基本法には理想が描かれており、これを実行することが大切であると考えているのか。(西原陳述者に対して)
- ・坂上陳述者は憲法と現実の矛盾が深まっていると指摘するが、日本の中で一番矛盾を感じる点は何か。(坂上陳述者に対して)
- ・補助金、交付税の削減、税源移譲を同時に進める「三位一体」の地方財政改革の方向性について、どのように考えるか。(鹿子嶋陳述者に対して)

#### 武山百合子君(自由)

- ・北朝鮮の万景峰号問題や拉致問題について意見を伺いたい。(草薙陳述者に対して)
- ・知る権利・報道の自由とプライバシーの権利についてどのように考えるか。(根本陳述者に対して)
- ・高木陳述者は、「普通の国」になるべきという趣旨の陳述をしたが、「普通の国」になるときの基軸はどこに置くべきか。(高木陳述者に対して)
- ・現在の教育問題の原因はどこにあると考えるか。(西原陳述者に対して)
- ・少子化問題を解決するためには、どのような環境をつくれればよいか。また、夫婦別姓制度についてどう考えるか。(坂上陳述者に対して)
- ・地方自治の財源をどのように確保すればよいか。また、地方自治への住民参加をどのようにして確保すべきか。(鹿子嶋陳述者に対して)

#### 春名真章君(共産)

- ・憲法と現実との乖離については、憲法の理念を現実に活かすのか、それとも憲法を改正して現実に憲法を合わせるのかが問われている。しかし、イラク攻撃について世界の大多数の国が反対し、米英が企図した国連決議が得られないなど、世界の現実は憲法9条の理念に示す方向に進んでいきつつあると思うが、どのように考えるか。(草薙陳述者及び根本陳述者に対して)
- ・有事法制とイラク新法についてどのように考えるか。(西原陳述者に対して)
- ・住民自治が根付かない原因として、鹿子嶋陳述者は憲法の地方自治に関する規定が簡素すぎることを原因の一つとして挙げたが、私には、そのようには考えない。むしろ、憲法には明確に住民自治が規定されているにもかかわらず、住民自治の実現を政治が阻んでいると考えるが、いかがか。(鹿子嶋陳述者に対して)

### 金子哲夫君(社民)

- ・草薙陳述者は、力を伴わない「法の支配」は無力である旨述べたが、軍事力によって国を守るのではなく、平和憲法の理念を広めることで国を守るという考えについて、どのように考えるか。(草薙陳述者に対して)
- ・有事法制の審議過程で基本的人権の尊重規定が盛り込まれたが、戦時において、これが果たして役に立つのか疑問である。このことについて意見を伺いたい。(根本陳述者に対して)
- ・有事法制に規定されている「代執行制度」について、地方自治の観点から、どのように考えるか。(鹿子嶋陳述者に対して)
- ・高木陳述者は、さしもの米国もテロとの戦いには手こずっている旨の指摘をし、そのために日本の国防政策の転換を提言しているが、しかし、このことは、世界最大の軍事力を有する米国でさえ、テロを軍事力で解決することはできないということを示しているのではないか。21世紀は、武力によってすべてを解決するという姿勢を改めていかなければならないと思うが、どのように考えるか。(高木陳述者に対して)

### 山谷えり子君(保守新党)

- ・現在まで、集団的自衛権には様々な議論があるが、国連憲章 51 条には集団的自衛権が規定され、日本が国連に加盟するときに、このことが特に問題となっていないし、日米安保条約にも国連憲章 51 条を前提とした規定がある。このことをどう考えるか。(草薙陳述者に対して)
- ・PKO 法以降、安全保障や国際協力に関する法整備がなされてきた。高木陳述者は、これらの一連の法整備についてどのように考えるか。また、憲法前文についてどのように考えるか。(高木陳述者に対して)
- ・基本的人権の保障と「公共の福祉」を定める 12 条、13 条、22 条及び 29 条についてどのように考えるか。また、「愛がなければ性交してはいけない」というような考えを、押しつけてはならない」ということが教員向けの指導書に書かれているが、このようなことについてどのように考えるか。(根本陳述者に対して)
- ・地方自治に関し、団体自治と住民自治において、コミュニティ、共同体や NPO をどのように位置付けていくべきと考えるか。(鹿子嶋陳述者に対して)
- ・フリーター 450 万人・引きこもり 100 万人という最近の統計があるが、26 条及び 27 条に照らし、この現状をどのように考えるか。(西原陳述者に対して)

### (傍聴者の発言の概要)

派遣委員の質疑終了後、団長は、傍聴者の発言を求めました。

### 竹内 功君

- ・陳述者の陳述から、憲法と教育基本法をもっと活かしていくという力を得た。
- ・戦後の日本で 9 条を活かすことができなかった最大の原因は、憲法の理念を踏まえた主体的な外交努力が足りなかったことにある。

### 加藤 繁 秋君

- ・9 条は改正しないよう、お願いしたい。軍事力によってではなく、信頼と外交によって自衛権を行使するという考えを基礎にしてほしい。
- ・現状において、北朝鮮に日本上陸侵攻の能力はないし、また、北朝鮮がミサイルを日本に向けて発射したとしても、これを打ち落とすことは技術的に不可能である。このように考えると、北朝鮮の日本上陸侵攻に対処することを目的とする有事法制は、必要ない。

### 渡辺 智子君

- ・陳述者の「古い国益観に引きずられているのではないか」という意見に共感を覚える。米国に追随しなければ不利益を蒙るといった古い国益観に引きずられていては、本当の国益を見失うのではないかと危惧する。
- ・イラク戦争に関しては、フセインを人道的に許すことができないのであれば、なぜ、国際司法裁判所に提訴するなどによって解決しようとするのか。世界が軍事費に費やす金額は約 70 兆円と言われるが、その 3 分の 1 があれば、飢餓や貧困などの世界の様々な問題を解決することができるはずである。
- ・平和憲法があると主張しても、そのようなことは相手には通じないという意見もあるが、平和憲法を神棚に飾っておくことだけではだめなのであって、憲法の理念を活かして日本が国連をリードするなど平和憲法の精神に基づき行動を起こさなければならない。

### 中内 輝彦君

- ・憲法に沿って政治を行うのが立憲主義であるから、憲法に定める平和主義にのっとって平和外交を行うべきである。
- ・日本国憲法は、日本の憲法というだけでなく、世界の共有財産であり、もっと大切にしなければならない。

## 6月12日に、第8回の憲法調査会(通算48回目)が開かれました。

1. 仙谷会長代理から、去る 6 月 9 日に行われた高松地方公聴会についての報告を聴取しました。
2. 小委員長から、小委員会における調査の経過及びその概要の報告を聴取しました。
3. 小委員会の調査を踏まえ、委員間の自由討議を行いました。
4. 特に「安全保障と憲法」を中心として今国会

での議論を振り返っての自由討議を行いました。

### 小委員長報告及び自由討議

#### 統治機構のあり方に関する調査小委員会

#### 〈財政（特に、会計検査制度と国会との関係（両院制を含む）を中心として）

#### 小委員長からの報告聴取（小委員長としての総括部分の要旨）

杉浦正健小委員長（自民）

- ・複雑な社会経済情勢に迅速かつ適切に対処する必要性から、政策に対する需要が拡大する現代において、厳しい財政事情の下、国や自治体にはシビアな政策選択が迫られており、政策評価・財政システムの見直しが重要となっていることを改めて認識した。このような状況の下、政策判断に責任を負う国会議員の果たすべき責務の重さに思いを致すとともに、政策評価を支えるという観点から、国会の事務局の在り方についても検討する必要性を感じた。
- ・財政の問題は、まさに統治機構の在り方そのものに直接関わる問題であるが、今後ともさまざまな角度から、日本のあるべき姿を考えていきたい。

#### 自由討議

井上喜一君（保守新党）

- ・行財政の評価・監査の問題を考えるに当たっては、(a)90条において会計検査院が内閣、国会のいずれからも独立の機関とされていること、(b)政府においても、説明責任を果たすとともに、今後の政策に反映するとの観点から、政策評価が行われていること等を踏まえるべきである。
- ・米国においては、予算の提出権は議会にあることから、議会の附属機関である会計検査院（GAO）が政策評価を行うことには必然性があると考えます。
- ・米国においては、予算の提出権は議会にあることから、議会の附属機関である会計検査院（GAO）が政策評価を行うことには必然性があると考えます。
- ・行政評価の重要性が高まっていることから、内閣に対して行政評価及びその結果の国会への報告を義務付けることを憲法に明記することを検討してもよいと考えます。

島 聡君（民主）

- ・59条2項において、衆議院が法律案を再議決するための要件は、出席議員の3分の2以上とされているため、参議院が実質的に法律案について拒否権を持っていると言える。再議決要件について、検討する必要がある。
- ・参議院の位置付けにかんがみれば、会計検査院を参議院に置くことについては、憲法上、ぎりぎり可能ではないかと考えている。
- ・参議院に外交に関する権限を持たせることとした場合、61条との関係が問題となるが、条約の

承認について、参議院を優越させることを検討してもよいのではないかと。

- ・民主主義の下では財政は肥大化する傾向を持つものである。「財政均衡主義」を憲法に規定すべきであるとの主張もあることを踏まえ、財政の在り方について検討すべきである。

平井卓也君（自民）

- ・86条において単年度予算制度が定められているが、財政民主主義、財政の透明性等の観点から、複数年度予算制度の導入等について検討すべきである。
- ・平成14年度から行政機関政策評価法による政策評価が実施されているが、評価の結果が、予算編成に反映される仕組みを構築すべきである。
- ・この国の構造改革は、徹底した歳出改革からなされるべきであり、そのためには過去のシステムに縛られることなく、未来型の財政制度を考えていきたい。

仙谷由人君（民主）

- ・現在の日本の行き詰まりの原因は、財政の観点から見れば、かなりの程度理解することができる。ただ、その議論の前提として、党派を超えて客観的事実についての共通の認識を持つためには、財政上の数値が重要であると考えます。
- ・中央と地方の間、各省庁の間等における資源配分の問題は、予算、決算に現れること等から、国会が財政上の数値を調査し、確定する能力を備えることが必要である。また、そうした国会による調査を次の政策展開に反映させることは当然である。
- ・会計検査院の憲法上の位置付けは、ある意味でははっきりしていない。会計検査院については、その調査能力が、国会による政策評価や決算審査に活かされるよう、国会の下部機関として再編成すべきである。

齊藤鉄夫君（公明）

- ・現在の膨大な財政赤字等について、国会が将来世代に対して責任を有しているという桜内参考人の指摘には、深く考えさせられた。国会のシステムの中に、将来世代に対する責任を果たすためのシステムをどのように組み込むかは、難しい問題であるが、国会が将来世代に対して責任を有するというを憲法上明らかにすべきであると考えます。
- ・国会が将来世代の利益を代弁するため、参議院を特定の選挙区を持たない憲法上の独立機関にするとの提言についても、今後、十分に検討すべき課題であると考えます。

杉浦正健君（自民）

- ・国会の在り方については、抜本的な見直しが必要である。具体的には、議院事務局の在り方を見直すとともに、国会議員の立場で国政に目を光らせることが重要であるとの観点から、現在、形式的となっている本会議、委員会での議論の

在り方を見直す必要がある。その際、本調査会における議員間の自由討議が極めて意義深いものであることから、他の委員会等においても、これを積極的に行うべきであるとする。

-----  
**基本的人権の保障に関する調査小委員会**  
**《基本的人権と公共の福祉(国家・共同体・家族・個人)の関係の再構築の視点から》**  
**小委員長からの報告聴取(小委員長としての総括部分の要旨)**

大 出 彰小委員長(民主)

- ・現在の日本では、「公」と「私」の対立において「私」が強調されすぎているために問題が生じていること、これに対してコミュニタリアニズムがどのような回答を用意しているか、そして、コミュニタリアニズムのいう「公」や「道徳」とは何かという点について、議論が行われた。
- ・特に、(a)「公」や「道徳」の内容を考えるに当たり、日本と欧米には宗教観の相違があることを見逃してはならないのではないかと、(b)コミュニタリアニズムの教育問題や政党政治の在り方への応用という点、(c)「環境権」や「美しい都市をつくる権利」を憲法上規定するという点などについて、意見の表明がなされた。
- ・従来、日本国憲法は、主にリベラリズムの観点からの解釈が行われてきたが、「公共の福祉」の解釈や「家族」の位置付けを考えるに当たり、リベラリズム的な公私二元論を乗り越え、新たに公共哲学という学際的なアプローチが始められており、検討すべき事項は多いものの、今回、このような新しい視点が示されたことは、非常に有意義な議論であったと考える。

-----  
**自由討議**

春 名 真 章君(共産)

- ・かつての憲法学においては、「公共の福祉」は単なる人権制約原理として理解されていたが、環境権等「新しい人権」をめぐって争われた公共事業に対する公害訴訟において深められた議論により、「公共性」の今日的意義が積極的に理解されるようになった。このように、歴史的には、「公共性」の概念は新しい人権を獲得する運動と一体となって発展していったものということができる。
- ・小林参考人の指摘するように、今、「国家・共同体・家族・個人の再構築」のために求められているものは、憲法改正ではなく、憲法をコミュニタリアニズム的に解釈し、政治的・社会的改革を進め、現行憲法に内在する潜在的な意義を引き出し、それを具体化させることである。憲法の人権規定は、「新しい人権」に対応しうる懐の深いものであり、21世紀の日本を構想しうるものであって、その潜在的な力を引き出す立法作業こそ必要とされているものである。

- ・明治憲法下の「法律の留保」による人権制約及び現行憲法下でも相変わらず行われている人権侵害にかんがみれば、「公共の福祉」の力点は、過度の人権制約を防ぐことにありと考える。現在の日本の政治状況は、有事法制の成立に示されるように、国家が「公共の福祉」を「国家的公共」ととらえて悪用する状況にあるため、過度な人権制約を防ぐものとしての「公共の福祉」が、今日なおその重要性を有していることを確認すべきである。そうしてこそ、今までの政治状況では展望することができなかった「公共性」の展望が開かれるものとする。

島 聡君(民主)

- ・イギリスのブレア首相は、就任当初「第三の道」を提唱し、コミュニティーの再生を訴えていたが、その「第三の道」に影響を与えたコミュニタリアニズムについては、私は当時から共感を覚え注目していた。
- ・憲法を英語で「constitution」ということから、憲法は「国のかたち」を表すものである。コミュニタリアニズムの視点から憲法を見た場合、我が国の憲法の人権規定には、環境権など今の時代に合わせた改正のほか、国の歴史・民族精神の発露・伝統等について明記する改正が必要であるとする。

北 川 れん子君(社民)

- ・日本国憲法は、米国憲法以上にコミュニタリアニズムと一致する規定を相当含んでおり、世界に冠たる憲法であるから、憲法改正の必要性は存在しないと小林参考人の発言は、特に印象に残り、力づけられた。しかし、コミュニタリアニズムが重視する伝統、共同体、徳などは曖昧な概念であり、これをそのまま日本に持ち込んだとき、危険なものになるであろうとのコミュニタリアニズムに対する指摘については、私も同感する。
- ・コミュニタリアニズムの目指す「公共」とは、多様性を持った、国家の枠組みにとられない地球的なものであり、人々が自発的に形成していくものでありながらも、過度な権利行使を避け責任と義務を自らで制御できる空間なのではないか。例えば、それを個人に着目してとらえるならば自発的に政治参加をする「市民」であり、集団に着目してとらえるならば多種多様な「NPO・NGO」のようなものではないだろうか。
- ・NPOやNGOなど「公共性」を体現する中間集団が広がることで、ライフスタイルの多様性が獲得でき、自発的自己決定権が確立されると考える。

-----  
**特に「安全保障と憲法」を中心として今国会での議論を振り返っての自由討議**

**自由討議における各委員の発言の概要(発言順)**  
**各党派一巡目の発言**

## 平井卓也君(自民)

- ・私は、明治憲法制定過程において、「海外各国の成法」という普遍的価値だけでなく、伝統、文化といった「建国の体」、すなわち「国柄」に注意を払ったことに着目する。基本的人権小委員会に招致した小林参考人から紹介があった「コミュニタリアニズム」といういわば「舶来の共同体主義」も、我が国古来の「醇風美俗」などと親和的であるよう議論を深めるべきである。
- ・今日の国際情勢を踏まえれば、「万が一」に備え、国民の生命・財産を守る体制の整備が政治の責任であり、これを守る組織として自衛隊を法的にきちんとして位置付けることが求められている。また、自衛隊の海外派遣は、経済大国としての我が国の国際協力への期待に応えるものである。我が国の民主主義の成熟度の高さ、シベリアン・コントロールの確立、国民全体の平和への希求等を踏まえれば、国民はもっと自信を持つべきであり、その自信に裏打ちされた防衛体制の整備・国際協力は、近隣諸国にも理解されると考える。
- ・我が国は、日米同盟を堅持した上で自国の安全保障と北東アジア地域における平和と安全を確保するため、平和主義の考え方に立ちつつ、現実的に平和を確立すべきであり、そのためにも9条を改正すべきであると考えている。

## 首藤信彦君(民主)

- ・イラクへの自衛隊派遣が議論されている中、実際に訪問してイラクの現状について分かったことは、(a) 経済制裁解除が最大の援助であり、現在、大規模な民需・供給の流れができていないこと、(b) イラクはカンボジアのような破綻国家ではなく通常国家であったこと、(c) 内戦・全面かつ長期戦争を経たのではなく、小規模かつ短期の戦争破壊を被っているだけであること、(d) これらを踏まえると、緊急援助の必要性は乏しく、むしろ、経済制裁による長期的な疲弊や貧富格差の是正が必要であること、(e) 軍が必要とされるのは治安維持の分野だけであること、の5点である。
- ・自衛隊の派遣については、(a) 自衛権や国連による要請といった憲法的根拠の存否に対する疑義、(b) 国是である専守防衛との関係、(c) 国連中心主義との関係、(d) 戦争の根拠となる国連決議の欠如、(e) 米国等による直接的占領行政に対する日本の加担、(f) 制裁解除・復興の国連決議の内容(PKOの派遣根拠としない)、(g) 受入国の要請又は承諾の有無、(h) 正当防衛のみならず威嚇のための武器使用が必要な場面も想定される中で、現実的な交戦規定の欠如等について疑義があり、派遣の根拠はないと考える。
- ・宗教や民族を基礎とする連邦制を構築するとい

うイラク人の主張は、暫定統治機構により否定されているが、イラク人自身による復興がなされるべきであり、自国民による統治の実現に対し、我が国の貢献が求められていると考える。

## 遠藤和良君(公明)

- ・私が参加した金沢市と高松市で開催された地方公聴会では、いずれの意見陳述者も、憲法と現実が乖離していることを認識していたが、憲法を改正すべきか、あるいは憲法の理想に合わせ現実を改革するののかについて意見が分かれていた。特に安全保障について、このことが顕著である。
- ・憲法は国連軍の創設を期待するものであるが、このような憲法の方向性と現実とをどのように埋めるのかが、今日の安全保障問題である。
- ・首相・閣僚の靖国神社参拝問題について、昨年12月に出された官房長官の私的懇談会である「追悼・平和祈念のための記念碑等施設の在り方を考える懇談会」の報告書は、「国を挙げて追悼・平和祈念を行うための国立の無宗教の恒久的施設が必要」としている。これは、憲法の期待する現実的対応の一つであって、憲法の平和主義を世界に伝えることになると考える。また、無宗教の施設であることから靖国神社とは異なる社会的意義を有し、両者は両立するものであると考える。憲法と現実との乖離を埋めるためにも、この報告書の提言を早急に実現すべきである。

## 藤島正之君(自由)

- ・米英によるイラク攻撃は、国際法上の根拠が曖昧で、厳密には許されないものであり、攻撃の理由であった大量破壊兵器も発見されていない。国連中心主義と日米安保は必ずしも矛盾するものではなく、米国を支持する政府の判断は、我が国の安全保障がフランス・ドイツと異なり米国へ大きく依存していることや、北朝鮮問題への対応が米国なくして考えられないことを踏まえると、誤りであったとは言えない。しかし、政府は、国民への説明責任を果たすべきであったのにこれを行っておらず、民主主義国家として問題がある。
- ・安保理決議1483号は、イラク復興支援の根拠とはならない。自衛隊のイラクへの派遣は、国家権力の行使であることから、憲法との関係でその根拠を明確にすべきである。また、ニーズを調査し、可能な範囲で協力すべきである。
- ・自衛隊による国際協力は、明確な基準によるべきであり、したがって、憲法上に明文規定を設けるか、少なくともその枠組みを定めた恒久的な法律を制定すべきである。

## 春名真章君(共産)

- ・イラク戦争は、国連憲章、国際法に照らしてその正当性が改めて問われている。イラク戦争の

理由である大量破壊兵器はいまだ発見されず、また、その存在を示すとされた情報にも疑いが持たれており、イラク戦争を支持した小泉政権の責任も厳しく問われるべきである。

- ・提出が検討されているイラク新法は、占領を行う米英軍の兵たん支援を内容とするが、イラク復興は国連中心に行われるべきあり、自衛隊による米英軍支援は、イラク国民の意思に反している。また、軍事占領行政への参加は、1980年の政府答弁に照らしても憲法違反である。
- ・エビアン・サミットでもイラク戦争の追認は行われず、シラク仏大統領の演説や、中国・ロシア両首脳の見解でも、米国内閣主義への批判がなされた。また、国連加盟国の多くがイラク戦争に反対であり、世界は米国の行動を容認していない。日本の米国追随は、国連憲章に基づく世界の平和構築の流れに逆行するものである。
- ・韓国の盧武鉉大統領は、訪日時の国会演説で、北東アジアの平和のために、朝鮮半島の体制の安定と北朝鮮の核問題の平和的解決に向けて日韓が協力すべきこと及び日本が北東アジアにおける平和をリードすべきことを訴えた。アジア諸国は、日本が非戦、専守防衛を堅持するかについて、不安をもって見ている。日本がアジアにおいてなすべきことは、米国内閣主義に追随することではなく、国連憲章の理念を押し進めた憲法に沿って、平和と国際秩序を守り、その発展に全力を尽くすことである。

#### 金子哲夫君(社民)

- ・国連を無視した違法行為であるイラク攻撃について、これを正当化する根拠とされた大量破壊兵器がいまだ発見されていない現状にかんがみれば、イラク攻撃自体が誤りであったのであり、これを支持した小泉首相は、国民に対し、その根拠をどのように説明するつもりなのか。また、イラク攻撃による一般市民の犠牲者は湾岸戦争時のそれを上回ると考えられており、この犠牲者に対する償いをどのように考えているのか。
- ・イラクの復興支援に当たって、政府内では、自衛隊を派遣し、武器・弾薬の輸送等の任務を行わせること等が検討されているようだが、自衛隊の派遣は占領軍への協力であり、また、治安が不安定な中での武器・弾薬の輸送は武力行使そのものにとらえられることから、これらは、憲法上認められるものではない。
- ・イラクの復興支援に当たって、政府内では、自衛隊を派遣し、武器・弾薬の輸送等の任務を行わせること等が検討されているようだが、自衛隊の派遣は占領軍への協力であり、また、治安が不安定な中での武器・弾薬の輸送は武力行使そのものにとらえられることから、これらは、

憲法上認められるものではない。

#### 井上喜一君(保守新党)

- ・安全保障に関する一般論としての議論と現実問題への対応に係る議論とを通じて、憲法と現実との乖離を埋めるべきである。
- ・日本に安全保障上の危機が生じた場合、超法規的行為に訴えざるを得ない現状にかんがみれば、自衛権発動の枠組みに関する明文規定を憲法に設けるべきである。また、国際的な平和活動に対する参加に係る根拠規定を明文化すべきである。

#### 各党派一巡後の発言

##### 中山太郎会長

- ・自衛権、9条解釈、9条と現実との乖離等の安全保障問題については、集団的自衛権、地域的取極の締結等を認める国連憲章やサンフランシスコ平和条約の規定や国際社会の変化等を踏まえた上で、憲法との関係という観点から徹底的に憲法調査会で議論し、整理を行うべきであり、そのことによって、安全保障に関する憲法論議は分かりにくいとの国民の批判に応えるべきである。これについて、幹事会で御協議いただきたい。

##### 大出彰君(民主)

- ・イラク攻撃については、9.11テロとの関係、大量破壊兵器の有無に関する情報の信憑性等を踏まえた上で、十分な検証が必要である。

##### 今野東君(民主)

- ・有事法制の整備は国民に対する義務であるとの発言があったが、国民に対する義務を果たすという点からすれば、まず、基本法を制定した上で、国民保護法制を整備すべきであったと考える。
- ・イラクの復興支援について、政府内では、自衛隊を派遣して、武器・弾薬や兵士の輸送、大量破壊兵器の処理等を行わせることが検討されているが、武器・弾薬や兵士の輸送は、テロ対策特措法においても、「武力行使と一体化する」との理由から除外されたものであること、大量破壊兵器は、いまだ発見されていないこと等にかんがみれば、これは、自衛隊の役割をいたずらに拡大するものであると考える。イラクの復興支援は、「イラク国民の、イラク国民による、イラク国民のための」ものでなければならず、そのためには、国連が中心となって行うべきである。
- ・米英では、イラク攻撃を正当化する根拠とされた大量破壊兵器の有無に関する情報の信憑性について、政府の責任が問われている。日本政府も米英を支持したのであるから、国会においてその責任を問うべきであり、それをしないことは、憲法前文の精神や平和主義をなし崩しにすることを意味する。また、米英による攻撃の正当性やイラク復興支援への参加は憲法上どのようにとらえられるのかについて、憲法調査会に



小泉首相を招致して、確認すべきである。

#### 中山正暉君(自民)

- ・日本の将来の在り方を考えるに当たっては、米国は世界戦略のために政策を転換することがあること、米国は将来的には中国との対立関係を想定していること等を踏まえるべきである。集団的自衛権を有しているが行使はできないといった現行憲法のままでは、日本が国連に加盟していること自体が憲法違反とも言え、国際情勢の流れから置き去りにされてしまうということを認識すべきである。

#### 下地幹郎君(自民)

- ・私は、4月29日から5月5日にかけてイラクを訪問してきたが、その際、フセイン政権がクルド人自治区において化学兵器を使用し、クルド人約10万人が犠牲になったという事実を受けてきた。このようなフセイン政権による住民虐待の実態という側面からも、イラク問題を検証すべきである。

#### 谷川和穂君(自民)

- ・今後は、テロリズムに対しては、武力制裁ということも考慮に入れていかなければならないのではないかと。
- ・イラク問題についての仏独両国の武力行使をしないという態度決定は、政府の判断であって、憲法解釈によったものではなかったと思う。我が国では、明治憲法では11条、現行憲法では9条の解釈というのが大きな問題となってきた。安全保障の問題については、この点を徹底的に議論していくべきである。
- ・先ほど、中山会長から今後の憲法調査会における議論のテーマについて発言があったが、これは幹事会で決定したことであるのか、また、今後も現在と同じような方法で議論を続けていくのか伺いたい。

>中山太郎会長

- ・「今後、幹事会において検討していきたい」という趣旨で申し上げた。

#### 金子哲夫君(社民)

- ・イラク問題等については十分に議論をしてきており、これ以上安全保障の問題だけを取り上げて議論する必要があるだろうか。
- ・先ほどの下地委員の発言に関連して、イラクの復興支援については、我が国として何が出来るかを真剣に考えるべきではないか。米軍が湾岸戦争及び今回のイラク攻撃で使用した劣化ウラン弾による一般市民の被害は深刻であり、ヒロシマ・ナガサキの体験からも、我が国には大きな期待が寄せられている。我が国は、イラクの現状を十分に調査した上で、こうした人道的側面での日本にしかできない具体的な支援を行うべきである。

#### 中山正暉君(自民)

- ・米国は、第二次世界大戦後は中ソの一体化を阻止するため、日本の経済力によって中国を強化する方向で動いてきたが、ソ連が崩壊してしまったため、今後は、我が国と中国とを天秤にかけていくのではないかと。その場合、我が国が米国から見放される可能性も考えておかなければならない。
- ・北朝鮮の問題に関して、政府は、拉致された邦人の引渡だけを求めているが、邦人拉致にも関わっていた「よど号事件」の犯人の引渡しについても要求していくべきである。

#### 桑原豊君(民主)

- ・先日、韓国の盧武鉉大統領が訪日した際の国会演説で、北東アジア地域を対象とした平和協力機構の創設やアジア開発銀行の創設などの展望について表明したが、こうしたことは、本来、我が国の首相こそが語るべきではないのか。このような展望を持ってこそ、初めて憲法の「平和主義」は力を発揮し、現実との間の乖離を埋めることになるのではないかと。

#### 葉梨信行君(自民)

- ・今国会の憲法調査会における議論の中で、(a)平和と武力との関係の在り方や平和の実現のための方途、(b)国とは何か、(c)家族の重要性などが、底流にある大きな課題であると感じられた。これらについて議論し、各党・各会派間でコンセンサスが得られるよう努力したい。

#### 谷川和穂君(自民)

- ・葉梨委員が指摘した点以外に、国柄を議論する際に重要となる「財政」、特に地方財政について、日本が中央集権的体制であり続けてきていることを踏まえた上で議論していくべきであると考えている。

#### 末松義規君(民主)

- ・イラクの現状を視察してきたが、現在検討されているイラク復興支援のための自衛隊派遣に関しては、(a)自衛隊は、反乱鎮圧、治安維持やローカルな政府の立上げなどが重要な任務となっている多国籍軍のメンバーとはなれないこと、(b)その一方で、受け入れる住民などの側からすれば、自衛隊は軍隊とみなされ、歓迎されない可能性が強いこと、(c)現地の治安がよいとは言えないこと、(d)派遣するとなれば、武器使用基準等の憲法上の問題が生ずることなど、さまざまな問題がある。
- ・このような問題がある中で自衛隊の派遣を推進しようとする政府の姿勢の背景には、米国の戦略の影響下にある中で米国との関係を重要視したいとの思いがあると考えられ、その意味で、イラクへの自衛隊派遣は、政治問題であると言う方が正しいのではないかと。
- ・イラクの復興においては、今後、米国の影響下に

において、新政権の樹立や新憲法の制定等がなされることが考えられるが、私は、その際、イラク憲法に日本国憲法 9 条のような規定が盛り込まれるかといった点を含め、興味深いと感じている。

- ・素晴らしい理念を含む現行憲法の礎を築いてくれた米国には感謝する面もあるが、日本は、米国の評価のみを気にするのではなくその呪縛から自らを解き放ち、独立した気概を持って、外交や経済政策に当たっていくべきと考える。

**金子 哲夫君 (社民)**

- ・今国会における安全保障以外の論点として、労働基本権に関連する 3 件の法律案が提出されたことや公務員制度改革論議において公務員の労働基本権が問題となったことに見られるように、労働基本権が挙げられる。
- ・今日の不況下で大量の失業者の発生や若年労働者のフリーター化等の問題が取りざたされている中で、27 条に規定されている労働基本権、特に「働く権利」の実質的な保障がなされているかについては、これが日本の根幹に関わる重要な問題であるにもかかわらず、いまだ憲法調査会において十分な議論はなされてはいないと思う。
- ・労働基準法の基本的性質を変えかねないとも考えられる解雇権の明記といった同法の改正に係る問題や、公務員制度改革論議に関し、現在取り上げられている論点以外の論点や ILO 勧告等の国際条約の履行の現状等について、憲法との関連で議論していくことが、憲法調査会の役割として重要ではないかと考える。

**水 島 広子君 (民主)**

- ・安全保障を考える上では、「人間の安全保障」が重要であると考え。人間の幸せや健康という観点からは国民の生命や財産を守るだけでは安全保障は十分ではないことなどを踏まえた上で、「人間の安全保障」の考えを基本としつつ、日本が今後どう歩んでいくべきかについて、更に議論していくべきである。また、「人間の安全保障」を考える上では、従来の「心のバリア」を取り払うことが必要となると考える。
- ・憲法調査会には小委員会が設置されているが、小委員会のみで議論を完結させるのではなく、小委員会同士、あるいは総会場で議論を更に発展させることが重要である。例えば、6 月 5 日の基本的人権小委員会において、小林参考人は、国をコミュニティとしてとらえるのであれば、「押し付けられる公」ではなく一人一人が自発的に参加していくコミュニティが重要であり、価値観を押し付ける制度は歪んだ結果を招くと

指摘した。このような指摘は、安全保障の分野においても応用できるものであって、国民が積極的に参加していくことのできる国家の枠組みを作る方向で議論していくべきである。

- ・安全保障において治安の維持といった側面が重要であることは、もちろん承知しているが、巷に武器が氾濫する米国の銃社会の弊害が問題視されているように、武器等が身近にあることは精神的に良くない影響を及ぼすことが知られている。このようなことも踏まえ、憲法調査会において、「人間の安全保障」の実現に向けた議論を行っていくべきである。

**古 川 元久君 (民主)**

- ・国民の政治不信の原因は、政策をまとめることができず、また、政策の有効な実行がなされないことにある。このことは、統治機構の在り方に係る問題であって、これを議論することは、地味であり細かい技術的な側面もあるが、安全保障や人権の実質化の観点からは、大変に重要である。国民主権とは自己統治を行うということであり、国民が自らの意思と行動によって自らをマネジメントしていくことのできる統治機構の在り方について、今後とも、精査して議論していくべきである。

**意見窓口「憲法のひろば」**

平成 12 年 2 月より、憲法について広く国民の声を聴くため、意見窓口「憲法のひろば」を設けております。

**これまでに寄せられた意見の総数及びその内訳**

- ・受付意見総数：2127 件 (6/13 現在)
- ・媒体別内訳

葉書	1310	封書	414
F A X	244	E-mail	159

- ・分野別内訳

前 文	127	天 皇	78
戦争放棄	1460	権利・義務	56
国 会	34	内 閣	34
司 法	10	財 政	12
地方自治	10	改正規定	15
最高法規	8	そ の 他	1298

複数の分野にわたる意見もございますので、分野別内訳の総数は、受付総数とは一致しません。

**【意見窓口「憲法のひろば」の宛先】**

FAX 03 - 3581 - 5875  
 E-mail kenpou@shugiinjk.go.jp  
 郵便 〒100-8960 千代田区永田町 1 - 7 - 1  
 衆議院憲法調査会「憲法のひろば」係  
 いずれのご意見も、住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記して下さい。

このニュースは、衆議院憲法調査会における議論の概要等を、簡潔かつ迅速にお知らせするために、憲法調査会事務局の責任において要約・編集し、原則として、開会の翌日に発行しているものです。正確かつ詳細な議論の内容については、会議録をご参照ください。